

佐波川流域治水協議会 規約(旧)	佐波川流域治水協議会 規約(新)
佐波川流域治水協議会 規約	佐波川流域治水協議会 規約（改定案）
第 1 条 名 称 本協議会は、「佐波川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。	第 1 条 名 称 本協議会は、「佐波川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。
第 2 条 目 的 本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。	第 2 条 目 的 本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。
第 3 条 協議会の構成 1. 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3. 協議会は、第 1 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。	第 3 条 協議会の構成 1. 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3. 協議会は、第 1 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。
第 4 条 幹事会の構成 1. 協議会に幹事会を置く。 2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5. 幹事会は、第 2 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。	第 4 条 幹事会の構成 1. 協議会に幹事会を置く。 2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5. 幹事会は、第 2 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。
第 5 条 協議会の実施事項 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。 2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項	第 5 条 協議会の実施事項 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。 2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項
第 6 条 会議の公開 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2. 幹事会は原則非公開とする。	第 6 条 会議の公開 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2. 幹事会は原則非公開とする。
第 7 条 協議会資料等の公表 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。	第 7 条 協議会資料等の公表 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

佐波川流域治水協議会 規約(旧)	佐波川流域治水協議会 規約(新)
第 8 条 事務局 1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。 第 9 条 雑 則 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 第 10 条 附 則 本規約は、令和 2 年 8 月 2 7 日から施行する。 一部改定 令和 3 年 1 月 1 2 日 一部改定 令和 5 年 3 月 2 9 日	第 8 条 事務局 1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。 第 9 条 雑 則 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 第 10 条 附 則 本規約は、令和 2 年 8 月 2 7 日から施行する。 一部改定 令和 3 年 1 月 1 2 日 一部改定 令和 5 年 3 月 2 9 日 一部改定 令和 6 年 1 0 月 3 1 日

佐波川流域治水協議会 規約(旧)		佐波川流域治水協議会 規約(新)	
別表 1 (委員)		別表 1 (委員)	
山口市長 防府市長 周南市長 山口県土木建築部長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長		山口市長 防府市長 周南市長 山口県土木建築部長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長	
別表 2 (幹事)		別表 2 (幹事)	
山口市都市整備部道路河川建設課長 山口市徳地総合支所土木課長 山口市徳地総合支所農林課長 防府市土木都市建設部河川港湾課長 防府市土木都市建設部都市計画課長 防府市産業振興部農林漁港整備課長 防府市上下水道局下水道課長 周南市建設部河川港湾課長 周南市産業振興部農林課長 周南市都市整備部都市政策課長 周南市総務部防災危機管理課長 山口県土木建築部河川課長 山口県土木建築部砂防課長 山口県土木建築部都市計画課長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台防災管理官 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長		山口市都市整備部河川治水課長 山口市徳地総合支所土木課長 山口市徳地総合支所農林課長 防府市土木都市建設部河川港湾課長 防府市土木都市建設部都市計画課長 防府市産業振興部農林漁港整備課長 防府市上下水道局下水道課長 周南市建設部河川港湾課長 周南市産業振興部農林課長 周南市都市整備部都市政策課長 周南市総務部防災危機管理課長 山口県土木建築部河川課長 山口県土木建築部砂防課長 山口県土木建築部都市計画課長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台防災管理官 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長	
別表 3 (オブザーバー)		別表 3 (オブザーバー)	
山口県農林水産部農村整備課計画調整班長 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長 農林水産省中国四国農政局農林振興部洪水調節機能強化対策官 農林水産省中国四国農政局農村振興部設計課水利計画官		山口県農林水産部農村整備課計画調整班長 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長 農林水産省中国四国農政局農林振興部洪水調節機能強化対策官 農林水産省中国四国農政局農村振興部設計課事業計画管理官	